

平成 20 年 4 月より

平成 20 年 4 月
財務省・税関

特定保税運送制度

(AEO運送者制度)

が導入されます。

民間企業と税関のパートナーシップを通じて国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図る「AEO制度」の推進が国際的に進められています。

我が国においても、貨物のセキュリティ管理と法令遵守（コンプライアンス）の体制が整備された者として認定された事業者に対して、様々な通関手続の特例措置を認めるAEO制度がこれまで輸出入者・倉庫業者等に対して実施されています。

本年4月からは、新たに、通関業者のほか、船会社、航空会社、貨物利用運送事業者等の貿易関連事業者を対象にした「AEO制度」が実施されることになりました。

「特定保税運送制度（AEO運送者制度）」は、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された運送者のための制度であり、これを利用することにより簡易な手続で保税運送を行えるようになるなどの特例措置を受けることが可能となり、輸出入貨物に係るコスト削減等が期待されます。

Q この制度を利用することによってどのようなメリットがありますか。

A 税関長の承認を受けた場合には、次の特例措置を受けることができます。

保税運送について個々の承認が不要となるなど、簡易な手続で行えることにより事務負担が軽減されます。

輸出貨物の運送について、輸出者の依頼により認定通関業者が保税地域以外の場所で申告を行う貨物について、輸出者の依頼によりその場所から直接積込港等まで運送を行うことを可能とすることにより、リードタイム及びコストの削減等が図られます。

(注) 詳細については、特定委託輸出申告制度についてのリーフレットをご覧ください。

Q この制度を利用するためにはどのようにしたら良いのでしょうか。

A この制度を利用するためには、いずれかの税関長に申請し承認を受ける必要があります。承認を受けるための申請手続は、以下のとおりです。

なお、いずれかの税関で承認を受けた場合には、全国の税関において特例措置を受けられることとなります。

申請にあたっては、所定の様式（税関様式第 9000 号）に必要事項を記入し、法令遵守規則及び法人の場合には登記事項証明書（法人以外の場合には住民票の写し等本人確認ができる書類）を添付して下さい。また、法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシートにより法令遵守体制の整備状況等について自己評価を行い、そのチェックシートを提出していただく必要があります。

申請書の提出先は、どの税関に行っても差し支えありませんが、原則として、認定通関業者又は特定保税承認者については当該認定等を受けた税関、それ以外の者については業務を行っている主たる事業所の所在地を管轄する税関に提出してください。なお、当該税関の最寄りの官署を経由して行うこともできます。

Q 税関はどのように承認の審査を行うのですか。

A 承認の審査は、以下の方法で行います。これらの審査等は、申請書が提出されてから 2 ヶ月程度を目途に行う予定です。

税関は、提出された申請関係書類について審査するとともに、必要に応じて国土交通省に審査・調査依頼を行います。具体的には、提出された申請関係書類の写しを、財務省関税局を経由して国土交通省に送付します。

必要に応じて税関と国土交通省と合同で調査を行い、法令遵守規則及び業務手順書に基づき法令を遵守するための体制が整備されているか等について審査することとなります。調査に際しての連絡は、税関から行います。

Q 承認を受けるための要件は何ですか。

- A 特定保税運送制度の承認を受けるための要件は、以下のとおりです。
- 認定通関業者、特定保税承認者又は以下の者であって当該許可等を受けてから3年を経過していること
 - イ．保税蔵置場又は保税工場の被許可者
 - ロ．指定保税地域又は総合保税地域の貨物管理者
 - ハ．航空会社（航空運送事業者）
 - 船会社（貨物定期航路事業者、不定期航路事業者）
 - フォワーダー（貨物利用運送事業者）
 - トラック業者（一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者）
 - 海貨業者（一般港湾運送事業者）
- 関税関係法令及び各業法について過去3年間、その他の法令について過去2年間、これらの法令に違反して犯則処分等を受けていないこと
- 特定保税運送に関する業務について法令遵守規則を定めていること
（注：法令を遵守するための管理体制を確立し、業務を適正かつ確実に遂行できることが必要。）
- 特定保税運送に関する業務について、電子情報処理組織（NACCS）を使用していること
- 特定保税運送に関する業務について適正かつ確実に遂行することができること

Q 5． 特定保税運送を行うための要件は何ですか。

- A 5． 特定保税運送者は、発送時及び到着時の税関への運送目録の提示等を電子情報処理組織（NACCS）で行うことにより、個々の承認なしで保税運送を行うことができます。
- この場合において、当該運送が行われる保税地域においては、当該貨物の搬出入が電子情報処理組織（NACCS）で行われている必要があります。

Q 6. 特定保税運送制度について、もっと詳しく知りたいのですが、どこに問い合わせれば良いでしょうか。

A 6. 特定保税運送制度の詳細については、各税関の特定保税運送制度担当までお問い合わせ下さい。

- ・ 函館税関 電話：0 1 3 8 - 4 0 - 4 2 5 4
0 1 3 8 - 4 0 - 4 2 7 5 ()
- ・ 東京税関 電話：0 3 - 3 5 9 9 - 6 3 4 3
0 3 - 3 5 9 9 - 6 4 2 2 ()
- ・ 横浜税関 電話：0 4 5 - 2 1 2 - 6 1 2 5
0 4 5 - 2 1 2 - 6 1 2 0 ()
- ・ 名古屋税関 電話：0 5 2 - 6 5 4 - 4 1 6 9
0 5 2 - 6 5 4 - 4 0 9 2 ()
- ・ 大阪税関 電話：0 6 - 6 5 7 6 - 3 3 9 1
0 6 - 6 5 7 6 - 3 2 1 8 ()
- ・ 神戸税関 電話：0 7 8 - 3 3 3 - 3 0 7 1
0 7 8 - 3 3 3 - 3 0 7 6 ()
- ・ 門司税関 電話：0 5 0 - 3 5 3 0 - 8 4 0 1
0 5 0 - 3 5 3 0 - 8 3 8 7 ()
- ・ 長崎税関 電話：0 9 5 - 8 2 8 - 0 1 2 6
0 9 5 - 8 2 8 - 8 6 5 5 ()
- ・ 沖縄地区税関 電話：0 9 8 - 8 6 2 - 9 2 8 1
0 9 8 - 8 6 2 - 9 8 1 4 ()

は、特定保税運送制度（A E O運送者制度）の専担となります。